

監査の結果に対する措置

令和元年度に実施した定期監査（その1）の監査結果に基づき講じた措置について、茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

◆監査の種類 定期監査 ◆措置年度 令和2年度

総務部 管財課

【監査結果】

業務委託、工事請負等の契約について、設計単価、積算基準、入札方法、その他要件が適正であるかを判断する第三者委員会の設置について検討されたい。

【措置内容】

入札執行前に第三者委員会において審査を受けることは、入札に関する情報の取り扱い上、実施は困難であるため設置しないが、適正な設計書に基づく入札・契約を行うため、事業課において5月にマニュアルを作成し、設計書

についてチェックシートに基づくチェックを行い、設計単価、積算基準、発注工種等、内容について適正であるか確認した上で執行することとした。

また設計金額1億5千万円以上となる建築工事については、設計に係る豊富な情報を有し、かつ秘密が厳守される公益法人において設計審査を受けることとした。

茂原市建設工事等指名業者選定審査会においても、引き続き指名業者の選定、入札参加資格要件等、慎重に審査したうえで入札を執行し、契約を行っていく。

総務部 防災対策課

【監査結果】

茂原市防災マップ、茂原市洪水ハザードマップを統合した防災に関する最新情報を掲載したマップを速やかに作成し、市民に配布できるように努

められたい。

【措置内容】

新たに作成した茂原市洪水ハザードマップについては、5月15日の新聞折込みにより、約30,000世帯へ配布した。また、新聞未購読世帯に対し広報と併せて送付した。さらに各公共施設への窓口配布をすることにより、広く市民への周知に努めた。

企画財政部 市民税課

【監査結果】

市民税課及び資産税課については、歳入の根幹をなす部署であるので、本市事業の推進のため更なる課税客体の把握に努められたい。

【措置内容】

1 個人市民税
(1)市・県民税申告の未申告者の削減

令和2年度の未申告者に対して、10月に申告を促す通知を送付、11月に訪問調査を実施し、未申告者の削減に努める。

(2)適正な課税
①所得について、国税庁から收受する課税資料、税務署での資料閲覧等で申告されていない所得がある場合

は、適宜是正を行った。

②所得控除について、扶養控除が重複している被扶養者について当事者に確認する等、控除が適正に適用されるよう、適宜是正を行った。

2 法人市民税
未申告法人55社について法人登記や現地確認等の事業実態の調査を行い、30社に対して申告書を送付する等適正な課税を行った。その後申告のなかった27社については直接訪問して指導を行った。

3 軽自動車税
(1)データ連携
軽4輪については、軽自動

車検査情報市区町村システムより提供されるデータを活用し、適正な登録、変更、廃車等の処理を行った。

(2)公示送達した者の調査
令和2年度において、納付書が未着となり、公示送達した32名のうち、8月に15名の所在確認を行った。残り17名についても10月に訪問調査を実施し、所在確認に努める。

今後も、引き続き課税客体の把握に努める。

問合せ

監査委員事務局（9階）

☎(20)1560、FAX(20)1607

豊田福祉センターにエレベーターが設置されました！



豊田福祉センターにエレベーターを増築して利便性を高めました。福祉・文化・教養の活動に福祉センターをご利用ください。

問合せ 豊田福祉センター
☎(26)1105、FAX(26)1106